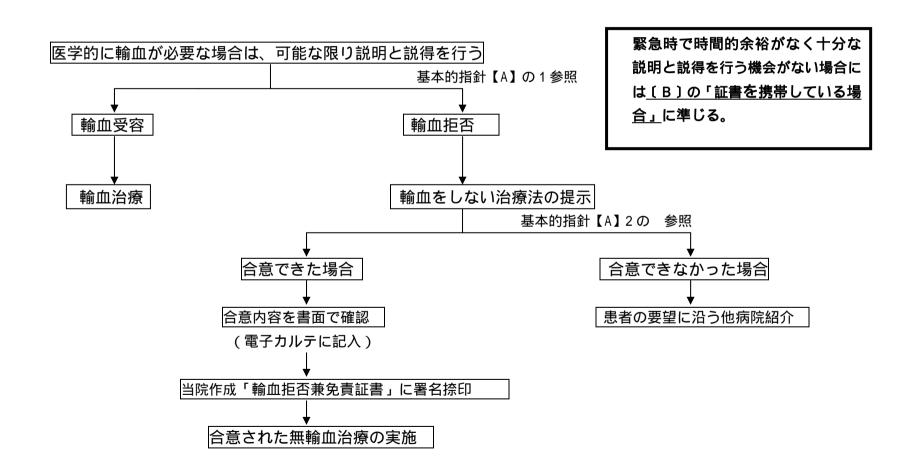
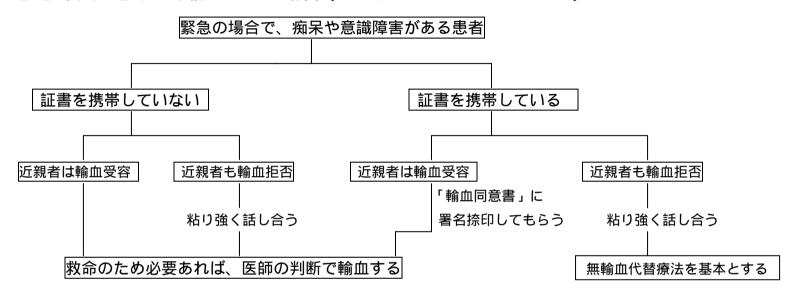
- 輸血拒否患者対応 - フローチャート(案)

【A】 本人の意思が確認できる場合(判断力のある成人及び未成年者:15歳以上を目安)



【B】本人の意思が確認できない場合(成人、15歳以上の未成年者)



【 C 】 判断力のない未成年者の場合 (15歳未満を目安) 【 D 】 妊婦の場合は【A】【B】と同様の

本人及び親権者 輸血受容 輸血拒否 粘り強く話し合う 救命のため必要あれば、医師の判断で輸血する

対応とする。

- 以下のような所定の手続きを厳守する -

● 当院の「説明と同意」の基本原則に従い、以下のように対応する。

患者への説明と説得にあたっては、家族・主治医・当該科長・看護師長を同席して行う。

上記の説明(説明用紙に必要項目明示)、説得の内容などを経時的に電子カルテに記入する。

合意された内容を書面で確認し、電子カルテに記入する。

最終的に輸血をしない治療が決定された場合は、当院で作成した「輸血拒否兼免責証書」に署名捺印する。

- 関係する書類は以下のものである。
 - イ、当院で作成した「輸血拒否兼免責証書」(患者用と近親者用の2種類)
 - 口、患者が携帯して提出した書類(「輸血拒否兼免責証書」等)
 - 八、証書(-4エホバの証人の場合は「医療上の宣言」証書などがある)
- 各書類の扱いは
 - イ、の「輸血拒否兼免責証書」は、診療録用として保管する。
 - 口、の原本を受け取り保管し、コピーを返すこと。
 - 八、を携帯している場合は、提出してもらいコピーを診療録用として保管する。

上記結果を院長に報告し、了解を得る。

緊急の場合、院長(または管理部)への報告は事後に行う。

緊急事態で判断が困難となった場合は、管理部医師に連絡をとり、判断を仰ぐ。

(八、の証書とは、本人の「輸血拒否」の意思が明記された書類のこと)